

日本ホワイトファーム株式会社の公害防止に関する協定書

平成22年10月7日締結

平成24年10月5日一部改定

安平町（以下「甲」という。）と日本ホワイトファーム株式会社（以下「乙」という。）とは、
安平町内に設置している全てのブロイラー農場（以下「農場」という。）の操業に係る公害の発
生を未然に防止するため、次のとおり協定を締結する。

（基本的な考え方）

第1条 乙は、公害の発生を未然に防止するため、必要な施設の整備に努めるとともに細心の
注意をもって施設等を管理し、操業に当たるものとする。

2 乙は、公害関係法令の遵守はもとより、この協定に定める事項を誠実に履行するとともに、
甲の公害行政に協力するものとする。

3 甲は、前2項に定める事項の円滑な推進を図るため、乙に対し、必要な助言、指導を行う
ことができるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象となる施設は、次のとおりとする。

施設の名称及び住所

①CS第10農場（勇払郡安平町追分旭572）

②CS第11農場（勇払郡安平町追分豊栄740）

③CS第12農場（勇払郡安平町早来守田69-14）

④CS第13農場（勇払郡安平町早来守田154-1）

⑤CS第14農場（勇払郡安平町早来守田18-2）

⑥CS第15農場（勇払郡安平町早来守田157-1）

（水質汚濁防止対策）

第3条 乙は、生活排水については、浄化槽の適切な維持管理を行うこと。

（悪臭防止対策）

第4条 乙は、農場等における事業活動に伴って発生する悪臭防止に努め、次に定める基準を
遵守するものとする。

敷地境界線の規制基準 臭気指数 18以下

2 乙は、敷地内の臭気の状況を常時監視し、地域住民の生活環境に悪影響を与えないよう適
切な運用管理に努めなければならない。

3 乙は、臭気対策に関する技術の調査、研究を積極的に進め、施設の改善等に努めるものと

する。

（廃棄物対策）

第5条 乙は、農場における事業活動に伴って発生する鶏糞の処理に当たり、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう処理及び運搬作業等を適切に行うものとする。

（環境の整備）

第6条 乙は、積極的に農場敷地内の緑化等環境の整備を行うとともに、その適正な管理に努めるものとする。

（交通安全）

第7条 乙は、鶏糞運搬車両等の運転手に対して、安全運行についての指導監督に努め、交通安全対策に万全を期さなければならない。

（臭気測定）

第8条 乙は、次表に定めるところにより測定を行い、その結果を甲に報告するものとする。

区分	測定対象	測定項目	測定場所	測定方法	測定回数
臭氣	敷地境界線	臭気指数	敷地境界	平成7年9月13日 環境庁告示第63号	年1回以上

※ 測定は、計量法に基づく計量証明事業の登録を受けた第三者機関において行うこと。

2 甲は、必要に応じて、乙に対し測定を指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

（事故等の措置）

第9条 乙は、施設の故障、破損等の事故により地域住民の生活環境等が損なわれ、または損なわれる恐れがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、甲に対し遅滞なく事故の状況、講じた応急措置、復旧のために講ずる措置等について報告するものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に対し当該事故が拡大、または再発の防止のため必要な措置を講すべきことを指示することができるものとする。

（関連企業等に対する責務）

第10条 乙は、関連企業等が乙に係る業務によって、事故及び公害を発生させないよう積極的な指導及び監督を行うとともに、万一事故及び公害が発生したときには、その問題解決に誠意をもって協力するものとする。

(苦情の処理)

第11条 乙は、農場から発生する公害に関し、地域住民から苦情があった時は、誠意を持って迅速かつ適切に、その改善措置を講ずるものとする。

2 乙は、臭気の苦情の場合において、臭気測定した結果が規制基準以下であっても、誠意をもってその解決に当たるものとする。

(補償)

第12条 乙は、農場の事業活動に起因する公害により地域住民に被害を与えた場合は、誠意をもってその被害について補償等の適切な措置を講ずるものとする。

(報告及び立入調査)

第13条 甲は、この協定事項を適正に実施するために必要な限度において、乙に対し、公害防止のために必要な事項について報告を求め、又は乙が定める防疫対策に従い甲の職員を農場内に立ち入らせ、調査をさせることができるものとし、乙はこれを積極的に協力するものとする。

2 甲は、前項の規定による立入調査に際し、甲の職員以外の者であって特に必要と認める者を同行させることができるものとする。

(公表)

第14条 甲は、必要に応じてこの協定に定める事項について、公表することができるものとする。

(施設の設置等)

第15条 乙は、農場における施設の新設・増設・変更又は廃止する場合は、事前に甲と協議するものとする。

(協定事項に違反した場合の措置)

第16条 甲は、乙がこの協定事項に違反していると認めた場合は、乙に対し、必要な改善措置を求め、乙は、これに従うものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項が生じたとき、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

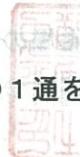
(締結の証書)

- 1 この協定は、締結の日から適用する。
- 2 平成10年9月17日及び平成15年7月16日、追分町と日本ホワイトファーム株式会社との間で締結した環境保全に関する協定及び平成17年11月24日、早来町と日本ホワイトファーム株式会社との間で締結した公害防止協定は、廃止する。

附則

(締結の証書)

- この協定は平成24年10月5日から適用する。
- この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。



甲 勇払郡安平町早来大町95番地



安平町長 水瀬孝一

乙 勇払郡厚真町字厚和75-3

日本ホワイトファーム株式会社

代表取締役 永井賢一

